

平成 2 3 年玉村町議会第 1 回定例会会議録第 1 号

平成 2 3 年 3 月 2 日（水曜日）

議事日程 第 1 号

平成 2 3 年 3 月 2 日（水曜日）午前 9 時開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 陳情の付託
- 日程第 5 町長施政方針
- 日程第 6 議案第 2 号 玉村町ふるハート交流館条例の制定について
- 日程第 7 議案第 3 号 玉村町企業立地促進条例の制定について
- 日程第 8 議案第 4 号 玉村町課設置及び分掌条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 5 号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 6 号 玉村町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 7 号 玉村町食肉卸売市場条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 8 号 玉村町小口資金融資促進条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 9 号 平成 2 2 年度玉村町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 14 議案第 10 号 平成 2 2 年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 15 議案第 11 号 平成 2 2 年度玉村町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 16 議案第 12 号 平成 2 2 年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 17 議案第 13 号 平成 2 2 年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 18 議案第 14 号 平成 2 2 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 19 議案第 15 号 平成 2 2 年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 20 議案第 16 号 町道路線の廃止について
- 日程第 21 議案第 17 号 町道路線の認定について
- 日程第 22 議案第 18 号 平成 2 3 年度玉村町一般会計予算
- 日程第 23 議案第 19 号 平成 2 3 年度玉村町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 24 議案第 20 号 平成 2 3 年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 25 議案第 21 号 平成 2 3 年度玉村町介護保険特別会計予算
- 日程第 26 議案第 22 号 平成 2 3 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算
- 日程第 27 議案第 23 号 平成 2 3 年度玉村町下水道事業特別会計予算

- 日程第 2 8 議案第 2 4 号 平成 2 3 年度玉村町水道事業会計予算
- 日程第 2 9 議案第 5 号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 0 議案第 6 号 玉村町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 3 1 議案第 7 号 玉村町食肉卸売市場条例の一部改正について
- 日程第 3 2 議案第 8 号 玉村町小口資金融資促進条例の一部改正について
- 日程第 3 3 議案第 9 号 平成 2 2 年度玉村町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 3 4 議案第 1 0 号 平成 2 2 年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 3 5 議案第 1 1 号 平成 2 2 年度玉村町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 6 議案第 1 2 号 平成 2 2 年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 7 議案第 1 3 号 平成 2 2 年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 3 8 議案第 1 4 号 平成 2 2 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 9 議案第 1 5 号 平成 2 2 年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 4 0 議案第 1 6 号 町道路線の廃止について
- 日程第 4 1 議案第 1 7 号 町道路線の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	笠原 則孝 君	2番	石内 國雄 君
3番	原 幹雄 君	4番	柳沢 浩一 君
5番	齊藤 嘉和 君	6番	筑井 あけみ 君
7番	備前島 久仁子 君	8番	島田 榮一 君
9番	町田 宗宏 君	10番	川端 宏和 君
11番	村田 安男 君	12番	高橋 茂樹 君
13番	浅見 武志 君	14番	石川 眞男 君
15番	三友 美恵子 君	16番	宇津木 治宣 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	貫井 孝道 君	副 町 長	横堀 憲司 君
教 育 長	新井 道憲 君	総務課長	重田 正典 君
税 務 課 長	新井 淳一 君	健康福祉課長	松本 恭明 君
子ども育成課長	筑井 俊光 君	住 民 課 長	井野 成美 君
生活環境安全課長	高橋 雅之 君	経済産業課長	高井 弘仁 君
都市建設課長	横堀 徳寿 君	上下水道課長	原 幸弘 君
会計管理者兼会計課長	小林 訓 君	学校教育課長	大島 俊秀 君
生涯学習課長	川端 秀信 君		

事務局職員出席者

議会事務局長	佐藤 千尋	庶務係長兼 議事調査係長	石関 清貴
主 査	関根 聡子		

○議長あいさつ

議長(宇津木治宣君) おはようございます。平成23年玉村町議会第1回定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、年度末を控え公私ともにご多用のところご出席を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

今定例会は、平成23年度玉村町の諸施策を展開する根拠となる当初予算をはじめ、重要な案件を審議する議会であります。会議開会の後、町長より平成23年度施政方針が示されます。それらの諸施策を実現するために提出される諸議案は、平成23年度当初予算や条例の制定、一部改正、また平成22年度補正予算等ではありますが、提出議案の内容につきましては、後ほど町長から詳細な説明がなされるものと思われま

す。我々議会人としても、大変厳しい社会情勢ではありますが、住民の負託にこたえるため、安心、安全なまちづくり、住民福祉増進の考えのもと、各議案に対し十分なる審議を尽くされ、玉村町行政に大いに反映されますようお願い申し上げます。

会期長き今定例会ですが、議員各位の慎重な審議により、適正、妥当な議決を得られますようお願いを申し上げ、開会のあいさつとします。

○開会・開議

午前9時開会・開議

議長(宇津木治宣君) ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより平成23年玉村町議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○日程第1 諸般の報告

議長(宇津木治宣君) 日程第1、諸般の報告を申し上げます。

初めに、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による定期監査報告が、また同法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告が議長に提出されております。12月から2月に実施した監査・検査の結果については、お手元に配付したとおりであります。

○日程第2 会議録署名議員の指名

議長(宇津木治宣君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、玉村町議会会議規則第120条の規定により、12番高橋茂樹議員、13番浅見武志議員の両名を指名いたします。

○日程第3 会期の決定

議長（宇津木治宣君） 日程第3、会期の決定について。

本定例会の会期につきましては、去る2月23日に議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

齊藤嘉和議会運営委員長。

〔議会運営委員長 齊藤嘉和君登壇〕

議会運営委員長（齊藤嘉和君） おはようございます。平成23年玉村町議会第1回定例会が開催されるに当たり、去る2月23日午前9時より役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

会期は、本日から3月15日までの14日間といたします。

今定例会には、陳情1件と町長から提案される議案、23議案を予定しております。概要につきましては、まず陳情の付託を行います。その後、町長から平成23年度の施政方針が示されます。続いて、議案第2号から議案第4号までの3議案について一括提案説明があり、総括質疑の後、委員会付託を行います。次に、議案第5号から議案第17号までの13議案について一括提案説明があります。次に、議案第18号から議案第24号までの平成23年度予算関係7議案について一括提案説明があり、総括質疑の後、予算特別委員会を設置し付託を行います。次に、議案第5号から議案第17号までの13議案について、質疑、討論、表決を行います。本会議散会后、予算特別委員会が開催され、正副委員長の選出を行います。

日程2日目は、総務常任委員会と経済建設常任委員会が開催されます。

日程3日目は、文教福祉常任委員会が開催されます。

日程4日目、5日目は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

日程6日目、7日目は、予算特別委員会が開催され、各常任委員会所管の歳入歳出質疑を行い、予算特別委員会としての討論、表決を行います。

日程8日目は、午前9時開議、一般質問を行います。質問者は5人です。

日程9日目は、午前9時開議、一般質問を行います。質問者は6人です。

日程10日目は、中学校卒業式のため午後2時開議、一般質問を行います。質問者は3人です。

日程11日目、12日目は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

日程13日目は、午後1時30分より全員協議会が開催されます。

日程14日目は、最終日とし、午前11時より議会運営委員会が開催され、本会議を午後2時開議、委員会に付託された議案第2号から議案第4号について委員長報告の後、質疑、討論、表決を行います。次に、予算特別委員会に付託された議案第18号から議案第24号までの平成23年度予算関係

7議案について委員長報告の後、質疑、討論、表決を行います。その後、委員会に付託された陳情について委員長から審査報告があり、質疑、討論、表決を行います。その後、各委員長より開会中の所管事務調査報告と閉会中の所管事務調査の申し出を行い、閉会を予定しております。

以上申し上げましたとおり、効率的かつ円滑なる議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げます。

議長（宇津木治宣君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

平成23年玉村町議会第1回定例会の会期は、議会運営委員長より報告のありましたとおり、本日から3月15日までの14日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月15日までの14日間と決定いたしました。

○日程第4 陳情の付託

議長（宇津木治宣君） 日程第4、陳情の付託を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情については、お手元に配付してあります文書表のとおり関係常任委員会に付託し、今定例会開会中の審査としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

平成23年3月2日

玉村町議会第1回定例会

陳 情 等 文 書 表

受理番号	受理年月日	件名	陳情者又は代表者住所・氏名	付託委員会等
1	23. 2.18	公契約で働く人の「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」を実現し、経済成長につなげる「公契約基本法」の制定を求める意見書採択についての陳情	伊勢崎市中央町30番30号 日本労働組合総連合会 群馬県連合会 伊勢崎地域協議会 議長 渡辺 聡	総務常任委員会

○日程第5 町長施政方針

議長（宇津木治宣君） 日程第5、町長施政方針について町長より報告を求めます。
貫井町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） おはようございます。平成23年度施政方針を申し上げます。

平成23年玉村町議会第1回定例会の開催に当たり、平成23年度の町政運営に対する方針及び予算の大要につきまして所信を申し述べ、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

初めに、私が町長として就任させていただいてから、早くも7年がたち、2期目の最終年を迎えようとしております。

改めて、町民の皆様、議員の皆様のご理解とご協力を心から感謝申し上げます。

この間、人口減少・少子高齢社会の到来、家族関係やコミュニティーの希薄化をはじめとする時代の潮流の変化の中で、住民に身近な行政の果たす役割は従来に増して大きくなってきており、地方公共団体には、これまで以上に住民の負託にこたえられる存在へと進化をしていくことが求められております。

こうした中、平成23年度から始まる「第5次総合計画」は、本町が県央地域において、県内の主要都市をつなぐかなめとなり、さらなる発展をしていきたいとの考えから、目指す将来像として「県央の未来を紡ぐ玉村町」を町民の皆様とともに実現していくものであります。私は、平成23年度を「住んでいる町から住みたい町へ」と位置づけ、交通の利便性を生かして産業の集積を進め、活気ある地域経済を実現するとともに、玉村町自治基本条例に基づき、町民の皆様をはじめとした多くの方々の参画と協働によるまちづくりを進め、安全で安心して暮らしやすい生活環境が整った魅力あふれる町を全力で築いていく決意であります。

そして、子育てしやすく、高齢者にとっても健康な日常生活を営むことができるまちづくりを進めるとともに、地域と家族のきずなを深め、みんなが触れ合い、支え合い、助け合えるまちづくりを目指してまいります。

さて、昨年を振り返りますと、世界では1月のハイチ大地震をはじめ、各地で災害や事故が発生し、多くの人命が失われました。悲惨なニュースが続きましたが、8月のチリ落盤事故では、世界が注目する中で被災者全員が救出されました。11月には、北朝鮮による延坪島砲撃事件で民間人を含む4名が犠牲となり、朝鮮半島情勢の緊張が一気に高まりました。ことしに入ってから、中東・北アフリカ諸国で反体制デモが続発し、エジプトではムバラク前大統領が一気に退陣に追い込まれ、リビアでは最高指導者カダフィ大佐と反体制勢力の衝突が続いております。一刻も早く平和的に解決し、平穏を取り戻すことができるよう、切に願うところであります。

また、多くの犠牲者を出したニュージーランド大地震では、ビルの倒壊により外国語専門学校生ら被災した日本人28名の安否が、依然として不明のままとなっております。なお、本町においては、

先月末に上陽小学校の耐震補強工事が完了したことにより、小中学校の耐震化率は100%となり、県内でもいち早く学校施設の安全性が確保されたところであります。

国内に目を向けますと、小惑星探査機「はやぶさ」の帰還、鈴木章さん、根岸英一さんのノーベル化学賞受賞は多くの国民に感動や夢を与えました。広島原爆死没者慰霊式・平和祈念式には、国連の潘基文事務総長やアメリカのジョン・ルー大駐日大使が初めて出席し、唯一の被爆国である日本にとって歴史的な式典となりました。「核兵器のない世界」の実現に向け、大きな前進であったと考えております。また、尖閣諸島沖の衝突事件やロシアのメドベージェフ大統領の北方領土訪問など外交・安全保障の問題に至るまで、危機管理のあり方が問われております。一方、最近では、中国から2頭のジャイアントパンダが東京・上野動物園に到着するという明るいニュースももたらされました。

国政においては、来年度の予算案が衆議院本会議で可決され、年度内成立が確実となりましたが、ねじれ国会の影響により、来年度の予算関連法案については成立が見通せない状況にあります。また、アメリカやアジア諸国との関税を撤廃する「環太平洋連携協定（TPP）」への参加問題では、大きな決断を迫られております。

地方においては、地域主権の動きが進み、「地域主権戦略大綱」や「アクションプラン」が策定され、地方自治体に対して高い自律性を求める動きは、さらに加速されるものと考えられます。一方、各地での記録的な猛暑、口蹄疫問題、最近では、宮崎県内の養鶏場における高病原性鳥インフルエンザの感染拡大や、宮崎県、鹿児島県境の霧島山系・新燃岳の噴火、日本海側各地の記録的豪雪など、さまざまな災害や事故が発生しております。本町においても記録的猛暑の影響を受け、主要生産米であるゴロピカリが、すべて規格外となるなどの被害が発生をいたしました。

さて、いよいよ3月19日には北関東自動車道が全線開通し、平成25年度には仮称ではありますが、高崎・玉村スマートインターチェンジ、平成26年度には東毛広域幹線道路が全線開通する予定となっております。本町の交通の利便性が飛躍的に向上するとともに、物流面での効果による企業誘致や産業振興が図られ、雇用環境の改善と子育てしやすく暮らしやすい環境などにより、若い勤労者層の転入が期待されるところであります。

我が国の経済動向は、依然として失業率が高水準にあるなど厳しい状況にあります。景気は足踏み状態が続いておりますが、一部に持ち直しに向けた動きが見られ、先行きについては、当面は弱さが残るものの、海外経済の改善や各種の政策効果などを背景に、持ち直していくことが期待されております。

国の平成23年度政府予算案は、「新成長戦略」及び「財政運営戦略」により示された経済・財政政策の基本的な方針に基づく予算案となっております。

予算規模を示す一般会計総額は、前年度当初と比較して0.1%増の9兆4,116億円となり、3年連続で最大規模を更新し、社会保障関係費は5.3%増の2兆7,079億円で過去最大規模となる中、税収4兆9,270億円に対し新規国債の発行額は4兆2,980億円と、国債発行

額が税収を上回る状態が続いております。

群馬県の予算案については、大沢知事は「就任以来最も積極的で、元気が出る予算」とし、地域の活力創出を重視したことを強調し編成されております。一般会計の規模は、前年度当初と比較して1.8%増の6,702億1,100万円となり、2年ぶりの増額予算となっております。県税収入は7.7%増の1,950億円程度となる見通しとなり、歳出につきましては、県の純単独公共事業を前年度当初比較で10%増の226億円となっております。

続きまして、本町の予算案ですが、一般会計の総額は、104億6,800万円となり、前年度当初と比較して5.6%の増加となっております。内容につきましては、後ほど詳しく申し上げます。

なお、本町の財政状況は、平成21年度決算において経常収支比率は、県内市町村平均89.9%に対し93.9%と高率を示しており財政の硬直化が進んでおりますが、実質公債費比率は県内市町村平均11.0%に対し7%、財政力指数は県内市町村平均0.67%に対し0.85%となっており、県内自治体の中では公債費負担が少なく財政力の豊かな町となっております。

こうした中、町を取り巻く社会情勢は、少子高齢化社会の進行、価値観の多様化、環境問題の深刻化、景気動向に加え、地域経済においても急激に変化してきております。さらに、人と人との結びつきが希薄な社会が進行する中で、多様化・高度化・複雑化する町民ニーズに的確に対応するため、「参画と協働」によるまちづくりと、地域の課題を主体的に解決する「地域力」を向上させていかなければなりません。

今後、経済の低成長や円高等による先行き不透明な状況により、町税収入等歳入の大幅な増加は期待できず、また歳出面では、社会保障関連経費の自然増をはじめ、老朽化した施設の改築や大規模な改修など多くの財源を必要とする課題が今なお山積しており、今後も厳しい財政運営が強いられることとなります。このため、中長期的な展望に立って施策を展開することにより、持続可能な財源の確保に努めるとともに、さらなる行財政改革に取り組み、全力でこの難局を打開していく所存でございます。

それでは、平成23年度の町政運営の概要についてご説明いたします。

多くの町民の皆様のご意見をいただきながら策定した「第5次総合計画」では、10年後の将来都市像である「県央の未来を紡ぐ玉村町」の実現に向けて、地域経営の基本方針を「若い世代の転入促進」「生涯を通じた健康づくり」「固定費の圧縮」と定めるとともに、6分野の基本目標と施策を定めました。また、施策ごとに「めざす姿」を設定しました。

将来像の着実な実現に向け、地域経営の基本方針を踏まえつつ、町民の皆様の思いにこたえるため、限られた財源を最大限有効に活用し、施策を実現してまいります。以下、基本目標と施策に沿ってご説明いたします。

第1に健康・福祉分野の「子育てしやすく、健康で安心して暮らせるまち」についてご説明申し上げます。

すべての町民が健康で安心して暮らしていくためには、一人一人のニーズに応じた健康への取り組みと質の高い医療サービスの提供が求められております。また、子供を安心して産み育てられる環境を整備するとともに、支援を必要とする人への適切なサービスの提供に向け、行政と地域が一体となってお互いに支え合い助け合うまちづくりを進めていく必要があります。また、高齢者や障害のある人たちが安心して暮らせるまちづくりを進めるとともに、少子化改善に向けた子育て支援の充実が課題となっております。

そのため、「子育てするなら玉村町」をスローガンに掲げ、子供たちが夢と希望を抱き、親が安心して子育てと仕事を両立できる、子育てしやすいまちを実現いたします。また、健康づくりに取り組みやすい環境、高齢者や障害者に対する支援体制を築き、だれもが安心して暮らせる町を実現します。

まず、地域福祉の充実ですが、今後も引き続き民生児童委員や社会福祉協議会をはじめとする関係機関や地域との連携を密にし、地域福祉の充実を図ってまいります。

次に、子育て支援体制の充実です。共働き世帯の増加、生活習慣や男女の働き方の多様化などにより、保育の需要が依然として高いことから、延長保育や一時預かり、放課後児童クラブなど今後も一層の充実を図るとともに、昨年度、開設しましたファミリー・サポート・センターでは、4月からその場所をふるハート交流館内に移し、新たに病児・病後児預かりを開始し、育児と仕事の両立を支援してまいります。

また、産後、昼間の育児協力が得られず、育児が不安であったり困難であったりする方のお宅に訪問し、育児・家事に関するお手伝いをする産後ママヘルパー制度を引き続き実施してまいります。

さらに、子育て中でも安心して外出できる環境づくりを推進するため、だれでも自由におむつがえや授乳が行えるスペース、これは「赤ちゃんの駅」と申します。「赤ちゃんの駅」を北部公園管理棟内に設置し、なお民間事業者の設置についても推進してまいります。

懸案事項でありました第4保育所の改築については、昭和40年に建設以来46年が経過し老朽化が進んでいるため、基本設計に取り組んでまいります。

妊婦健診事業では、検査項目を新たに追加しこれまでと同様に14回の助成を行い、妊婦の経済的負担を軽減いたします。また、赤ちゃんが生まれた家庭を保健師や助産婦が訪問し、孤立しがちな母親の相談に応じることにより、育児不安や悩みの解消を図ってまいります。

また、のびやか発達相談では、健診等で経過観察を要する児童が保育所や幼稚園に通っている場合の施設への巡回相談回数を月1回から2回にふやし、きめ細やかな指導・助言を行ってまいります。

続きまして、交通遣児修学給付金ですが、母子家庭だけでなく父子家庭も含めたひとり親家庭等に対し、児童を心身ともに健やかに育成することを目的とした修学金給付金を支給いたします。また、子ども手当の支給ですが、政府は、3歳未満の子供に対する子ども手当の増額を予算案に盛り込んでおり、町としても法案成立後、速やかに対応してまいります。

次に、児童虐待防止対策事業では、少子化が叫ばれる今日、未来輝く子供たちが自主性や人を思い

やる心を養い、一人の人間として社会生活を送ることができるよう家庭の育児力向上と児童虐待の予防・早期発見・回復を目的として、講座の開催やPR活動など関係機関や地域社会と連携して、子供が健やかに成長できる環境整備を図ってまいります。

次に高齢者福祉の充実です。今後、確実に増加が見込まれる団塊の世代をはじめとした元気な高齢者が、生き生きと自分らしく暮らせるために、生きがいの創出や介護予防の充実を図ることが重要であります。地域活動等への参加のきっかけづくりとなる講演会や、身近な地域での筋力トレーニング体操等の実施を進めてまいります。また、高齢者が地域の中で、心身ともに健康で、仲間とともに生きがいを持って活動できるように、さまざまな学習機会の提供を図るとともに、シルバー人材センター、老人クラブ連合会等への支援を継続し、就労の機会提供や趣味のサークル、ボランティア活動を通じた、明るく活力に満ちた高齢社会づくりを進めてまいります。

次に障害者福祉の推進です。障害者一人一人が地域の中で自分らしい豊かな暮らしを続けることができるようなサービスの充実に取り組むため、地域活動支援センターの増築を行うとともに相談支援体制の充実を図ってまいります。

また、障害のある人が当たり前前に働ける社会の実現に向け、町クリーンセンターにおいてごみの減量化と資源化を推進するための業務の一部を委託し、障害者の社会的自立をより一層支援してまいります。

次に社会保障の充実です。国民健康保険や介護保険制度の安定した運営を図るとともに、中学校卒業までの医療費無料化をはじめとする福祉医療制度を継続してまいります。

次に保健予防・健康づくりの推進です。すべての町民が、生涯を生き生きと健康に暮らしていくために、町民一人一人が正しい生活習慣を身につけるとともに、定期的に健康診断を受診することにより早期発見・早期治療を心がけ、疾病の予防を図ることが大切であります。

町では、生活習慣病の予防対策として、特定健診でメタボリックシンドロームに該当した方に対して、食生活や運動などの生活習慣を改善するための特定保健指導を実施しております。さらに第1日曜日の健康の日になんだイベント事業として、一般町民を対象とする健康づくり講演会を実施するほか、がんや脳卒中をはじめ、さまざまな疾病と関連があるとされる喫煙について禁煙教育を実施するなど、予防対策の充実を図ってまいります。また、健康ウォーキング大会やラジオ体操指導者養成講習会を実施するとともに、生涯を通じて豊かで安全な食生活を送れるよう、今年度に策定する「玉村町食育推進計画」に基づいて施策を展開してまいります。

死亡原因第1位であるがんについては、早期に発見し適切な治療へとつなげるため、乳がんの個別検診や歯周病検診に口腔がんを発見するための検査項目を追加するなど、各種がん検診の受診率向上に引き続き努めてまいります。

さらに、任意予防接種の助成制度を拡充し、新たに子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌の予防接種について全額公費負担を実施するなど、予防接種を受けやすい環境を整備することにより、子供たち

の感染症予防対策の強化を図ってまいります。

今後も、それぞれのライフステージに応じた施策展開を図り、町民一人一人の健康づくりを支援してまいります。

また、自殺者がふえることが懸念され、地域における自殺予防対策の強化が緊急の課題になっていることから、自殺予防講演会の開催や自殺予防啓発リーフレットの配布など、その予防に努めてまいります。

次に地域医療体制の充実です。引き続き、休日及び夜間における救急患者の医療体制や、休日における歯科診療体制を確保してまいります。

第2に教育・文化分野である「心豊かな人材を育み、郷土の歴史・文化を大切にすまち」について説明申し上げます。

文化を大切にすまちについて、子供たちが夢や希望を持ち、個性を生かし、人のため、社会のために行動ができる人となるよう、教育環境の充実が求められております。また、幅広い学びや生涯スポーツの機会を創出するとともに、地域に根差した文化の継承と創造的な文化活動を推進することが重要であります。

そのため、学校・家庭・地域社会が連携・協力し、心豊かにたくましく生き抜く子供が育つ町を実現いたします。さらに、いつでも・どこでも・だれもが生涯にわたって学習できる環境を築くとともに、「町民ひとり1スポーツ」の健康的な町を実現いたします。また、本町のすぐれた歴史文化の保全・継承に努め、歴史資産や文化財を教育やまちづくりに生かします。

まず、幼児・学校教育の充実ですが、学校、家庭、地域社会の連携を図り、「確かな力を身に付け心豊かにたくましく生きぬく子ども」を育成してまいります。

基礎学力の定着・学ぶ意欲の向上を目指し、学生・保護者・地域住民の協力を得ながら授業や放課後の支援を引き続き実施するほか、教職員の指導力向上のための学校訪問や、幼稚園・小学校・中学校の連携強化を図るための全教職員を対象とした「授業交流会」を開催し、さらに、あいさつ声かけ運動の展開を通して、基本的な生活習慣づくりを進めます。

新たにスタートする「確かな学力サポート事業」では、標準学力検査及び生活状況調査を行い、町内の学習目標到達状況を把握するとともに、それぞれの学校において、課題把握と学力向上の手だてを講じてまいります。

また、子供一人一人にきめ細やかな教育を行うため、「少人数指導たまむらプラン」を引き続き実施し、児童・生徒への学習支援の充実を図るとともに、ALTを配置した小学校5・6年生の外国語活動や中学校の英語教育の環境整備を進めてまいります。

平成24年に完全実施される中学校の新学習指導要領では、武道が必修化されており、この新学習指導要領の円滑な実施に向け、武道場が未整備である南中学校に新たに柔・剣道場を建設し、武道が学習できる環境を整えます。

次に生涯学習の推進です。引き続き、地域における生涯学習活動の啓発及び推進を図るとともに、音楽フェスティバルやさわやか教室をはじめとする町民各種教室を開催し、さまざまな分野から時代の要請に応じた学習機会を提供できるよう努めます。

また、子供の読書活動の推進に向けて、これまで4カ月児を対象としたブックスタートに加え、1歳6カ月児を対象にフォローアップを行い、絵本を中心とした親子の時間をさらに広げ、情操教育に寄与してまいります。

青少年の健全育成では、野外活動や奉仕活動等の体験活動を通じ、心身ともに健全な青少年の育成を図るため、関係団体と連携し、さまざまな教室やイベントを引き続き実施してまいります。

次に文化財・地域資源の保護・活用です。町における歴史と文化財の魅力を町の資産ととらえ、広くアピールすることにより、町民にも来訪者にも町の魅力を十分に知ってもらい、活気にあふれた町となるよう推進してまいります。

歴史資産を生かしたまちづくり事業を引き続き実施するとともに、重要無形民俗文化財に指定されている郷土芸能の保存と継承を支援してまいります。

町の歴史に親しむ歴史講座を引き続き開催するとともに、町の戦国時代の史料を展示する企画展「国境河川地域、玉村町の戦国時代」や、幕末活躍した玉村宿の文人画家、千輝玉斎を紹介する特別展「幕末の文人画家 千輝玉斎展」を開催し、町の歴史や文化を多角的に学習する機会を提供いたします。

また、国指定重要文化財である玉村八幡宮本殿に設置されている防災設備の整備について支援してまいります。

芸術・文化活動の推進では、町文化センターを活用し、多彩な芸術・文化事業を実施することにより、すぐれた芸術に触れ親しむ機会を提供し、町民の芸術・文化に対する意識の高揚を図ります。

また、町民による芸術・文化活動の振興を図り、その創造性を助長するため、文化協会の活動を支援してまいります。

次にスポーツ・レクリエーション活動の推進です。引き続き「町民ひとり1スポーツ」の推進に向け、町民体育祭や町民スポーツ教室、スポーツトレーニング指導などの取り組みを進め、町民にスポーツに接する機会を提供し、町民の健康維持の増進を図ります。また、老朽化が進んでいる海洋センターの大規模改修の実施設計に着手をいたします。

第3に自然・環境・安全分野について「豊かな自然と共生する、安全で環境に優しいまち」について説明いたします。

環境負荷の少ない資源循環型社会を形成するために、町民、事業者、行政が協働して省エネ、リサイクル、廃棄物の排出抑制など、環境に配慮した活動に日常的に取り組むことが求められております。また、生態系などを保全し、美しい自然、良好な水循環を後世に引き継ぐ必要があります。

昨今頻発する地震や集中豪雨などの自然災害から町民の生命と財産を守るため、強固な防災体制や治水対策の確立した災害に強いまちづくりが求められております。また、犯罪や交通事故、消費生活

上のトラブルにも適切に対処し、町民が安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

そのため、生態系と暮らしを支える利根川・烏川などの水辺や農地などを保全し、自然環境と共生した町を実現いたします。また、省エネ、自然エネルギーの活用、多様なリサイクルの仕組みを充実させ、環境に優しい町を実現いたします。さらに、防犯・交通安全・防災・消防のための対策を強化し、安全な町を実現します。

まず、河川・水辺環境の保全ですが、町民の憩いの場としての水辺の森公園や板井・根石公園、五料公園を適切に管理し、町民の利用を推進いたします。

公園・緑地の充実では、北部公園をはじめとする公園については、だれもが安心して安全に利用できるよう適切な維持管理を行ってまいります。地域における小規模な公園については、効果的な利活用を進めるため、地域住民による協働管理を進めてまいります。

緑豊かな住みよい環境を創出するため、緑化愛護団体を支援するとともに、新たに「バラ香るまちづくり事業」として、地区公民館等へバラ花壇を設置し、地域住民へ協働事業として管理委託することにより、町の花であるバラに接する機会をふやします。さらに、将来的には町中に緑をふやし、暑い夏にも耐えられるようなまちづくりを進めていきたいと考えております。

次に環境保全・環境共生の推進です。地球温暖化の問題は、人類共通の課題として取り組まなければならない課題です。地域から地球温暖化を防止する取り組みとして、太陽光発電設備を設置する町民への補助制度を引き続き実施してまいります。また、未来を担う子供たちに、環境や自然保護に関心を持ってもらう機会とするために「環境美化ポスターコンクール」や「子供自然観察隊」についても引き続き実施してまいります。4月からは、新たな「環境基本計画」がスタートいたしますので、その計画に沿った施策を展開してまいります。

次に生活環境対策の充実です。公害のない良好な生活環境を維持するため、騒音測定や水質分析を引き続き実施してまいります。

廃棄物処理・活用体制の充実では、循環型社会を推進する観点から、生ごみ処理機や枝葉粉碎機の購入、集団回収、拠点回収に対する助成を引き続き行ってまいります。また、資源物分別収集についても町民の皆様に、より一層のご協力をお願いしてまいります。さらに、粗大ごみの分解・資源化など、さまざまなごみ減量化策に取り組んでまいります。

平成2年に稼働した20年以上運転を続けているクリーンセンターについては、延命化を図るとともに、省エネ化や温室効果ガス削減を図るため、整備工事を2年かけて実施してまいります。

次に防災対策の充実です。引き続き、自主防災組織の育成に努めるとともに、防災行政無線を活用した防災訓練の実施など、総合的な防災力の向上に努めます。

消防体制の充実では、救急救命士が行う特定行為に必要な資機材を積載した高規格救急車の更新を行うなど、火災や救急に迅速に対応できる体制を整えます。地域消防のかなめである本町の消防団は、士気が非常に高く、町の誇りであり、私はその活動を支えるご家族や地域のご協力で深く感謝をして

おります。

次に防犯体制の充実です。県内では刑法犯認知件数の増加や凶悪事件の発生など治安の悪化が深刻な問題となっており、町内においても住宅をねらった泥棒や車上ねらいなどによる被害が多発しております。このような状況を受け、住民、事業者及び行政が一体となって犯罪防止の取り組みを行うことにより、より安全で安心なまちづくりを進めます。

また、夜間の犯罪抑止や道路上での衝突事故抑止のため、地域における防犯灯の設置を推進するとともに、自主防犯組織の活動を支援してまいります。

交通安全対策の充実では、引き続き、交通安全施設の充実に努めるとともに、高齢者や子供の交通事故防止のための啓発活動や交通安全教室、交通指導を行ってまいります。

第4に産業・経済分野として「地域経済が元気で就業機会に恵まれたまち」について説明申し上げます。

低迷を続ける景気状況、雇用情勢の中、産業の活性化のための支援や産業基盤の充実が求められております。また、新たな産業の創出や産業の交流、観光振興など、にぎわいと活力ある町を目指した施策を推進していく必要があります。

そのため、農業・工業・商業の振興を図るとともに、関越自動車道、北関東自動車道、上信越自動車道に近接した本町の恵まれた立地条件や、（仮称）高崎・玉村スマートインターチェンジや東毛広域幹線道路の開通を生かし、産業の集積を進めて地域経済の活性化と就業機会に恵まれた町を実現いたします。

まず、時代をリードする農業の振興ですが、農業振興につきましては、農業関係機関と連携し、野菜園芸農家など意欲ある農業者や法人等を引き続き支援してまいります。

また、全域の水田への用水を安定供給する坂東大堰のかんがい施設が、築造後60年近くが経過し老朽化が進んでいるため、その整備事業費の一部を負担してまいります。

小麦や有機栽培野菜などの地元農産物のブランド化や、専用の加工所において「地場産ブランド」として加工し、販路を拡大することにより地元農業の活性化を図るため、農産物の加工、特産品の開発などを目的とした、これは仮称でございます。「たまむら物産館」の建設に向けた基本設計を行います。

次に活力ある工業の振興です。新たに創設した企業立地促進奨励金制度により、企業立地の促進を図ります。今後も、企業が立地しやすい環境を整えるための基盤整備を進め、地域経済の活性化と雇用の拡大に努めてまいります。

また、町内の中小企業者が、自ら行う新製品・新商品に関する開発で、事業化と市場性が見込まれる事業に対して県とともに支援してまいります。

魅力あふれる商業の振興では、景気が低迷する中、町内の消費拡大と生活者への支援を促し、町の経済を活性化させるため、プレミアム付き地域商品券の発行を引き続き実施します。

安全・安心な消費生活の確立では、昨年開設いたしました消費生活センターにおいて、より充実した相談体制を構築するとともに、被害防止のための消費者啓発事業を実施してまいります。

次に観光による地域振興です。「第5次総合計画」では、新たに「観光」の分野を創設しております。今年度開催される大型観光イベント、これは「群馬デスティネーションキャンペーン」でございます。これに合わせ、町の花火大会や歴史資産などの観光PR活動や観光客の受け入れ体制の整備を進め、ツアーなど独自の観光事業を展開します。また、キャンペーン期間終了後も、継続的な集客を図るため、新たな観光資源の洗い出しを行います。

第5に都市基盤分野として「コンパクトで利便性と快適性が高いまち」について説明申し上げます。

町が将来にわたって住み続けたいと思われる町であるためには、地域の特性を生かした適正な土地利用とにぎわいのある都市空間の創出、魅力のある景観形成が求められております。また、子供や高齢者をはじめとしたすべての人に便利で優しい公共交通、道路を整備する必要があります。

そのため、景観形成などに配慮した良好な住宅地の形成に向けて、土地利用を誘導するとともに、市街化区域への重点的な整備などを通じて、効率的な地域経営につながる町を実現します。また、道路や上下水道などの基盤施設の整備を計画的に進めるとともに、地域公共交通の充実、歩行者や自転車利用者が安心できる道路づくりを通じて、利便性と安全性が高く、快適な生活環境を実現いたします。

まず、快適な生活を支える総合的な土地利用の推進ですが、快適で住みよい活力あるまちづくりの指針となる都市計画マスタープランの見直しを進めてまいります。

魅力ある市街地の形成では、引き続き、板井地区まちづくり事業に取り組むとともに、住みたくなる町並みづくりや愛着のわく地域づくりを目指して、景観写真コンテストを実施し、地域の特色を生かした景観形成に対する住民意識の高揚を図ります。

次に機能的な道路網の形成です。町の中心市街地を南北に抜ける斉田・上之手線や、交通安全対策として通学路と雨水対策を一体的に整備する町道217号線道路改良事業については、引き続き事業の進捗を図ってまいります。

また、東毛広域幹線道路については、今年夏に、本町から高崎まで開通が予定されており、平成26年度には全線開通が予定されていることから、アクセス道の整備を進めてまいります。平成25年度に開通予定の（仮称）高崎・玉村スマートインターチェンジについても、事業費負担を継続してまいります。

公共交通の整備では、引き続き、前橋市と共同により乗合バス路線を運行するとともに、町内を巡回する乗合タクシー「たまりん」でございます。「たまりん」を運行することにより、町民、特に交通弱者の日常の足となる公共交通を確保いたします。

水の適正利用と上水道の整備では、老朽管の更新など管網整備を進めるとともに、水道事業の使命である安全で安定した水の供給に努めてまいります。

公共下水道事業では、板井、福島及び樋越地区、特環公共下水道事業では、斉田及び角淵地区の管渠築造工事を実施します。また、雨水対策事業では、蛭堀改修工事及び斉田・上之手線への管渠新設整備を実施いたします。

公共下水道の整備は、町民生活の環境改善と河川の水質保全のため重要な施策であります。町では認可区域を580ヘクタールから830ヘクタールへと拡大するとともに、平成23年度末の普及率64%を目標に積極的に整備を進めてまいります。

最後に協働・行財政分野として「地域力を発揮する、住民主役のまち」についてご説明申し上げます。

地域主権が進む中、将来を見据えた強い行政財政基盤の確立が求められております。また、住民と行政が新たなパートナーシップを構築しながら、住民の力、地域の力を発揮できる協働のまちづくりを進めていく必要があります。

そのため、住民が地域の問題に関心を持ち、課題解決に参加する自治意識の高い町を実現いたします。住民、地域、NPO、団体、大学、企業、行政などが交流しやすい環境を整え、地域の課題解決に向けてさまざまな協働の取り組みが生まれる地域力の高い町を目指します。さらに、行財政改革を進めるとともに、効率的な地域経営を進め、自律したまちづくりの継続と財政基盤が堅固な町を実現します。

まず、住民自治のまちづくりの推進ですが、地域における協働推進を図る取り組みとして、住民活動サポートセンター「ぱる」を中心に町民の自主的な公益的活動を促進するため、NPOやボランティアなど、協働のパートナーである町民活動団体への支援を引き続き行ってまいります。

ボランティア団体や個人が気軽に立ち寄り、情報発信、情報収集、情報交換並びにお互いの連携を支援するための業務を行い、活動しやすい環境づくりを進めます。

また、ボランティア活動の支援及び活動機会の提供を積極的に進めるため、人づくりのための講座を開催し、協働のまちづくりを推進します。

コミュニティーの育成では、コミュニティーの健全な発展を図ることを目的に、自治会、町内会等の住民組織がコミュニティー活動に必要とする設備を対象に助成を行うとともに、その拠点となる地区公民館等の施設整備事業に対し、その工事費の一部を助成してまいります。

次に地域間連携・交流の推進です。町制施行50周年の平成19年に友好交流都市となった長野県山ノ内町については、今後も連携して交流事業を進め、両自治体の友好関係をさらに発展させ、持続的なパートナーとして交流を続けてまいります。

また、平成21年に災害時における避難場所としての覚書を締結した県立女子大学については、これまでも学校教育や国際交流、防犯活動などさまざまな分野で連携協力を行ってまいりましたが、今年の賀詞交換会において、本町との「連携協力に関する包括協定書」を締結したことにより、これまで以上にまちづくり全般にわたって連携を強めてまいります。

さらに、「北関東・新潟地域連携軸推進協議会」に加入し、茨城、栃木、群馬及び新潟県内の主要幹線道路や鉄道の沿線自治体と講演会や研修会などの交流を図りながら、災害時には、物資や人的支援などの相互応援を実施してまいります。

次に国際交流の推進です。在住外国人に対しての支援活動を行うとともに、心通い合う多文化共生社会の実現に向けて、国際交流協会を支援してまいります。

また、外国の生活や文化に触れることにより、国際感覚豊かな広い視野を持つ青少年の育成を図るため、中学生海外派遣事業を引き続き実施してまいります。

次に人権の尊重です。人権に対する意識啓発を進めるとともに、すべての人が個人として尊重される社会を目指し、広報活動の展開や講座・講演会活動の充実を図ってまいります。

男女共同参画社会の実現では、社会のあらゆる分野で、町民との協働のもと、男女共同参画社会の実現を目指してまいります。男女がお互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現するため、行政・事業所・町民が一体となり、計画的に施策を推進してまいります。

次に行政改革の推進です。厳しい社会経済情勢の対応した行政運営を行うため、「玉村町経営改革実施計画」に基づき、自律に向けた行政改革に取り組みます。また、地方公務員としての資質の向上を図るとともに、能力開発や意欲の向上を図るために、効果的な職員研修に取り組んでまいります。

財政健全化に向けた取り組みでは、収納率の向上と企業誘致による新たな税財源の確保を図るとともに、経常経費の抑制により健全で持続可能な財政運営に努めます。

最後に、平成23年度の執行体制について申し上げます。「第5次総合計画」の確実な推進をはじめ、重要課題について各課との総合調整を行いながら政策を推進するとともに、効率的な情報政策の推進を図るため、総務課から「政策推進室」と「情報統計係」を分離し、新たに「経営企画課」を新設いたします。

平成23年度予算編成では、大変厳しい財政状況の中、限られた財源の効果的かつ効率的な活用を図りつつ、「第5次玉村町総合計画」で示した目標達成に向け、計画と歩調を合わせた積極型の編成を行いました。その結果、一般会計の総額は、104億6,800万円となり、前年度当初と比較して5.6%の増加となっております。

歳入面では、前年度と比較して、根幹となる町税収入について0.3%減の44億466万5,000円、臨時財政対策債については14.3%減の6億円を見込みました。また、財政調整基金の取り崩しは前年度と同額の4億5,000万円とし、財源を確保したところであります。

歳出面では、職員退職のピークを過ぎて人件費が2,424万2,000円、そして公債費が7,537万円減少したものの、扶助費が子ども手当の拡充等により1億3,738万4,000円増加したことから、義務的経費全体では3,777万2,000円の増加となっております。投資的経費については、クリーンセンターの整備事業に要する経費の増加を主な要因として3億261万

2,000円の増加となっております。

なお、特別会計の予算総額は、63億6,844万円、企業会計である水道事業会計予算は、7億5,482万2,000円となり、全会計における予算総額は、前年度当初と比較して5.8%の増加の175億9,126万2,000円となっております。

本予算は、「第5次総合計画」の将来像の実現を目指し、町民の皆様の思いにこたえる予算となるものであります。「第5次総合計画」のスタートの年として、大変厳しい社会情勢であります。玉村町の将来と次世代に責任を持ち、愛着と誇りの持てるまちづくりを、町民の皆様とともに進め、町民ニーズに基づく施策により町民満足度の向上、安心安全、幸せの増進を目指してまいります。

詳しい内容につきましては、各会計別予算案の中でご説明をさせていただきます。

以上、平成23年度の町政運営について、私の所信の一たんを申し述べました。

私は、町長として約7年間、町民の皆様の思いを真摯に受け止め、まちづくり、行財政改革などの町政の懸案に取り組んでまいりました。冒頭に申し上げましたとおり、私は、「第5次総合計画」の将来像「県央の未来を紡ぐ玉村町」を実現するため、平成23年度を「住んでいる町から住みたい町へ」と位置づけ、町民の皆様とともに安全で安心して暮らしやすい生活環境が整った魅力あふれる町を全力で推し進める決意であります。

町民の皆様並びに議員各位には、より一層のご支援、ご協力をお願いするとともに、本定例会にご提案申し上げます平成23年度予算案をはじめ、各種案件につきましては、十分ご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます、私の施政方針とさせていただきます。

以上です。

議長（宇津木治宣君） 以上で町長の施政方針の報告を終了いたします。

なお、施政方針に対する質問の通告をされた議員には、質問の要旨を必ず午前9時までに議長に提出してください。

議長（宇津木治宣君） 休憩いたします。10時30分に再開いたします。

午前10時13分休憩

午前10時30分再開

議長（宇津木治宣君） 再開いたします。

○日程第6 議案第2号 玉村町ふるハート交流館条例の制定について

○日程第7 議案第3号 玉村町企業立地促進条例の制定について

○日程第8 議案第4号 玉村町課設置及び分掌条例の一部改正について

議長（宇津木治宣君） 日程第6、議案第2号 玉村町ふるハート交流館条例の制定についてから

日程第 8、議案第 4 号 玉村町課設置及び分掌条例の一部改正についてまでの 3 議案についてを議題といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 6、議案第 2 号から日程第 8、議案第 4 号までの 3 議案について一括議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 議案第 2 号 玉村町ふるハート交流館条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、現在のふるハートホールの設置及び管理に関して必要な事項を定める条例でございます。

同ホール内には、住民活動サポートセンターがあり、4月1日からファミリー・サポート・センターも併設するため、大ホールを含めた建物全体で考えますと、複合施設となることから、現在のふるハートホールの建物全体をふるハート交流館と改め、条例を制定させていただくものでございます。なお、大ホールの名称をふるハートホールとして残していきます。

議案第 3 号 玉村町企業立地促進条例の制定について説明申し上げます。本案につきましては、当町における企業立地の促進を図り、町民の雇用機会の拡充とともに、当町の経済発展及び町民生活の向上に資することを目的として制定するものでございます。

条例の概要を申し上げますと、企業等が当町において事務所、工場、店舗、その他類する施設の新設または増設もしくは移設をした場合に、新たに発生する固定資産税の相当額で年額 1,500 万円を限度とし、3年間企業立地奨励金として交付する制度でございます。

さらに、町は企業立地をしようとする企業等に対し、必要な用地の確保に関することや新規地元従業員の確保に関すること、企業立地に必要な資金の確保に関すること等を支援してまいります。

日本経済は、先行きが見えない不安定な状況でございますが、条例の整備とともに本町を取り巻く企業立地の背景は大変有利な面もあります。本年 3 月 19 日には北関東自動車道の全面開通や、6 月には高崎・玉村間の広域幹線道開通並びに平成 25 年度ではスマートインターチェンジが完成予定であります。これらを踏まえ、都市計画マスタープラン等で優良な企業立地候補地を選定していくことが最重要課題であるとともに、本条例を生かし、企業誘致を積極的に推進していきたいと考えております。

議案第 4 号 玉村町課設置及び分掌条例の一部改正についてご説明申し上げます。本案につきましては、政策推進機能及び行政経営機能の強化を意図して行います。経営企画課の新設に伴い、玉村町

課設置及び分掌条例の一部を改正させていただくものでございます。

改正の概要を申し上げますと、第1条に規定する町長部局に経営企画課を加え、同課の分掌事務は総務課政策推進室及び情報統計系の事務を引き継ぐため、課の事務分掌を規定した別表に所用の改正を行い、さらに附則第1項で施行期日を平成23年4月1日とし、同第2項及び第3項により総合計画審議会及び経営改革町民会議の庶務を担当する課の課名を「総務課」から「経営企画課」に改めるものでございます。

なお、第5次総合計画の進行管理に当たっては、最小の行政資源の投入で最大の効果を上げる成果を重視した経営型行政運営の構築が必要であり、政策推進機能の強化とともにこれらを推進することが本課の役割でありますので、課名は経営企画課といたしました。

以上でございます。

議長（宇津木治宣君） 提案説明を終了いたします。

次に、議案第2号から議案第4号までの3議案に対する総括質疑を行います。

初めに、日程第6、議案第2号 玉村町ふるハート交流館条例の制定について、これより総括質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

これをもって本案に対する総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第2号 玉村町ふるハート交流館条例の制定については、総務常任委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は総務常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第3号 玉村町企業立地促進条例の制定について、これより総括質疑を行います。

2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） 質問いたします。

この条例で、企業誘致ということであれなのですけれども、固定資産税の補助ということ、その中には都市計画税は入っていないということでもいいか。それから第9条のほうで、町長は当該指定に必要な条件を付することができるというふうになっていますので、具体的にその必要な条件というのは

どのようなものを想定しているのか、お願いいたします。

議長（宇津木治宣君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 高井弘仁君発言〕

経済産業課長（高井弘仁君） まず、1点目でございます。都市計画税のほうはどうかということでございますが、都市計画税も含めて相当額を奨励金として支払うという内容にしたいと考えております。

それから、9条のほうですが、前条の規定、8条のほうで申請を行ったものを……この中で特別に指定する場合に、指定要件がもしあるとすれば、想定する範囲というものはいろいろあると思いますけれども、その指定の申請が出てきた中でいろいろ検討して、その中で指定を条件とするという場合がある場合は、その指定を行いたいというものであります。

議長（宇津木治宣君） 石内議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） まず、固定資産税に都市計画税は入るのだということであれば、この条文については固定資産税等の額というふうに条例のほうは決めないとまずいのではないかと思います。

それから、ここに必要な条件が今のところ何も想定していないということだと、ちょっとよくわからないのですが、もう一度具体的な、例えばどんなようなものを想定しているのかということをお教えいただきたいのですが。

議長（宇津木治宣君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 高井弘仁君発言〕

経済産業課長（高井弘仁君） 例えばその中で公害を、要するに出し得るような施設が入ってきた場合、その辺をどの程度まで気をつけるとか、そういう部分の指定、代表的にはそういうことだと思います。

議長（宇津木治宣君） ほかに。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

これをもって本案に対する総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第3号 玉村町企業立地促進条例の制定については、経済建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は経済建設常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第4号 玉村町課設置及び分掌条例の一部改正について、これより総括質疑を行います。

4番柳沢浩一議員。

〔4番 柳沢浩一君発言〕

4番（柳沢浩一君） ちょっとお聞きをしたいのですが、これは平成18年に22課あったのを13課にしたと、このとき議会の中にも行財政改革委員会やら何やら、私そのときにいませんからわかりませんが、つくって、当時課長さんが、課長として処遇するべき人たちが室長やら何やら、そういった不遇の分野に回されたという、そういう経緯もあると思うのです。まさにそういう観点から考えると、今回の課の増加設置というのは、私はこうやって行政が肥大化していったのではないかなというふうにまず思うのです。そういった過去の血を流した部分も考えて、安易に設置をすべきではないし、課をふやすべきでもないし、また伴って係長さんもふえるのだと思うのですが、今のまんまではだめなのですか。

議長（宇津木治宣君） 重田総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

総務課長（重田正典君） 現在13課ということではありますが、非常に組織的に大きくなっていて、小回りがきかない部分もあるということの直しということで考えていただければと思います。来年23年度から、第5次総合計画の着実な進行管理が必要になるということでのお願いということでご理解いただければと思います。

議長（宇津木治宣君） ちょっと待って、係長の。

総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

総務課長（重田正典君） 現在、係長もふえるというふうなお話なのですが、係長については現状のまま経営企画課に動くということでご理解いただければと思います。

議長（宇津木治宣君） 柳沢議員。

〔4番 柳沢浩一君発言〕

4番（柳沢浩一君） 私は、今の答弁だけでは整合性のある納得のいく説明だというふうには思わないのですが、そうしますと今までも、第4次総合計画も同じ総務の中でやってきたのだからできるのではないかという、そういう議論も当然出てくるわけで、なかなか納得のいく説明というところまではいかない。

それと、ちょっとここに説明があるのだけれども、成果を重視した経営型行政運営の構築が必要であり、政策推進機能の強化とともにこれを推進することを本課の役割とするので、課名は経営企画課としますと、もう少し砕いた説明できないですか、これでは3時間ぐらいおれ考えないと意味わから

ないのだけれども。

議長（宇津木治宣君） 総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

総務課長（重田正典君） 大変申しわけないです。

もう少し砕いた説明ということではありますが、内容的には町の将来像に向かったの施策を検討する部署ということでもあります。行政の行うものを経営という観点から眺めながら、効率的なものを実践していくということで、このような形になったということでご理解いただければと思います。

議長（宇津木治宣君） ほかに質疑ありませんか。

9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） 私は、これは非常にいいのではないかと思うのですが、第5次玉村町総合計画をつくるときに、やはり現在の組織ではぐあいが悪いということで、新たな組織をつくるべきだというようなことで主張してきたのですが、第5次玉村町総合計画の実行のためにこういう課をつくると、これは非常にいいことだと思うのです。

ただ、その内容について余り細かいことは言いませんけれども、第5次玉村町総合計画を実行するに当たって、財政が別の課に行くというのはいかがなものかと思うのです。そこら辺のところを今度総務常任委員会なりなんなり、しっかり検討をしていただきたい。よろしくお願いします。

議長（宇津木治宣君） ほかに。

1番笠原則孝議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番（笠原則孝君） 今聞いていますと、行政改革しなくてはならないというところへまた一つ持ってくるというのは、やはり課長が1人ふえるということですよ、その辺どうなのですか。

議長（宇津木治宣君） 副町長。

〔副町長 横堀憲司君発言〕

副町長（横堀憲司君） 行財政改革につきましては、さきに今説明しましたように前回13課にしました。当然これはスリム化を図ってやったわけでございます。実際に13課にしてみても、それでもっての仕事の進め方というか、これについては今後検証していこうということでやっております。必ずしも固定をして13ですずっと行くということではなくて、これは実際に仕事の中身も新しい仕事もいろいろふえますので、その辺も検証しながら、そんなにころころ、ころころかえるつもりはありませんが、増減といったものは時代の流れに応じてあるのだというふうなご理解をいただければと思うのですけれども。

議長（宇津木治宣君） 笠原議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1 番（笠原則孝君） では、それであれば今答弁した副町長がそののチーフでもやってという方法をとれば、その辺はクリアできるのではないかと思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

議長（宇津木治宣君） 笠原議員、討論ではないので。

〔1 番 笠原則孝君発言〕

1 番（笠原則孝君） では何と言えればいいの。

〔「後でやればと」の声あり〕

1 番（笠原則孝君） 後でやる、では。

〔「うん」の声あり〕

1 番（笠原則孝君） では、それはそういうことで。

議長（宇津木治宣君） 11 番村田安男議員。

〔11 番 村田安男君発言〕

11 番（村田安男君） お伺いいたします。

企画ということは、これは当然組織の中でやらなければならないことでございます。大変意義あることだと思いますけれども、私は事業においては、企画して物事を進める、そして検証というものがついて、次のステップに行くわけなのですけれども、この企画課において、その事業の検証というものと一緒に同時に内部事業として、その課の事業として行うのかどうか、その辺ちょっとお伺いします。

議長（宇津木治宣君） 総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

総務課長（重田正典君） 今回の新設する課の経営企画課でございますが、今までの企画分野を受け継ぐわけでございます。第5次総合計画の進捗において、行政評価というものがされるということでご承知だとは思いますが、行政評価も含めてこの課で行うということで考えております。

議長（宇津木治宣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

これをもって本案に対する総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第4号 玉村町課設置及び分掌条例の一部改正については、総務常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は総務常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

-
- 日程第 9 議案第 5号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
 - 日程第 10 議案第 6号 玉村町国民健康保険条例の一部改正について
 - 日程第 11 議案第 7号 玉村町食肉卸売市場条例の一部改正について
 - 日程第 12 議案第 8号 玉村町小口資金融資促進条例の一部改正について
 - 日程第 13 議案第 9号 平成 22 年度玉村町一般会計補正予算（第 7 号）
 - 日程第 14 議案第 10号 平成 22 年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
 - 日程第 15 議案第 11号 平成 22 年度玉村町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）
 - 日程第 16 議案第 12号 平成 22 年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
 - 日程第 17 議案第 13号 平成 22 年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
 - 日程第 18 議案第 14号 平成 22 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
 - 日程第 19 議案第 15号 平成 22 年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
 - 日程第 20 議案第 16号 町道路線の廃止について
 - 日程第 21 議案第 17号 町道路線の認定について

議長（宇津木治宣君） 日程第 9、議案第 5 号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてから日程第 21、議案第 17 号 町道路線の認定についての 13 議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 9、議案第 5 号から日程第 21、議案第 17 号の 13 議案を一括議題といたします。これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 議案第 5 号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、非常勤職員が育児休業等を取得することが可能になったことに伴い、必要な条例改正を行うものでございます。

国では、非常勤職員について民間における同種の労働者の勤務条件との均衡を考慮し、その処遇整

備を進めてきておりますが、民間における期間を定めて雇用される者については、一定の条件のもとで育児休業等を取得することができる状況等を踏まえ、仕事と育児の両立を図る観点から、国の非常勤職員について育児休業等を取得することができるよう法改正を行いました。

同様の趣旨から、地方公務員の育児休業等に関する法律も改正され、地方公務員の非常勤職員についても育児休業の取得が可能になりました。玉村町におきましても、必要な条例改正を行い、非常勤職員の育児休業等に関する環境を整え、仕事と育児の両立を推進してまいりたいと考えております。

議案第6号 玉村町国民健康保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。本案につきましては、健康保険法の一部改正に伴い、玉村町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容につきましては、出産育児一時金の額を35万円から39万円に変更するものでございます。出産育児一時金は、平成21年10月から平成23年3月までの間の出産にかかわる出産育児一時金に関する経過措置により39万円を支給してまいりましたが、経過措置が経過するため改正するものです。

実際に出産育児一時金として支給している金額は、産科医療補償制度に加入している医療機関で出産した場合には3万円を加算しておりますので、42万円を支給するものでございます。

議案第7号 玉村町食肉卸売市場条例の一部改正についてご説明申し上げます。食肉卸売市場につきましては、全国でも有数の食肉卸売市場としまして昭和45年2月16日操業を開始し、40年が経過したところでございます。

平成20年度から本年度まで3カ年をかけて処理施設の増改築事業及び直売所施設、これは肉の駅でございます。を処理施設と隣接させ、処理施設の見学コースを設置するなど、情報を開示するとともに、新鮮な肉の消費拡大を図るための整備事業を実施してまいりました。

このような背景の中で、今回の条例の一部改正につきましては、増改築により新しい直売所が建設されることによりまして、直売所施設267平方メートルを条例に明記することとし、敷地面積につきましては全体の敷地面積は変更ございませんが、条例に記載する敷地面積は特定施設として許認可を受けている面積を記載するようにと県からの指摘事項がありましたので、4万3,777.9平方メートルに変更させていただくものでございます。

議案第8号 玉村町小口資金融資促進条例の一部改正についてご説明申し上げます。小口資金につきましては、当町の中小企業を中心に、昨年は19件の利用実績がございました。今年度につきましても2月現在で30件の利用がございました。

条例改正の概要を申し上げますと、小口資金融資促進条例では群馬県小口資金促進制度の要綱に基づき、融資期間を、運転資金については6年以内、設備資金については8年以内と定めております。しかし、いまだ回復の兆しが見えない景気低迷の折、県内の企業の借入金の返済負担を軽減させることを目的に、平成22年度以前にこの要綱に基づき融資を受けたものに対しては、特例措置として融資期間を最長で3年間延長できるように群馬県小口資金促進制度の要綱が改正されます。この県の要

綱改正に合わせて、玉村町小口資金融資促進条例の一部を改正し、中小企業主の方々の支援をしたいと考えておりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第9号 平成22年度玉村町一般会計補正予算(第7号)についてご説明申し上げます。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から3億4,645万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を98億8,824万円とさせていただくとともに、繰越明許費の追加及び地方債の変更をさせていただくものでございます。

次に、主な補正内容について説明申し上げます。まず、歳入につきましては個人所得が当初の予想より大幅に減少したことにより、個人町民税を1億800万円減額いたしました。一方、法人町民税については企業業績の回復により1億1,000万円の増額といたしました。また、地方交付税については個人町民税の落ち込みなどにより1億8,900万円の増額といたしました。

国県支出金につきましては、事業費の確定等により9,950万9,000円の減額、財産収入では町内5カ所の町有地の売り払いにより350万2,000円の増額となりました。寄附金では、立正佼成会高崎協会から10万円、玉村町ライオンズクラブから8万5,750円、またふるさと寄附ではめぐみクリニック院長の塚田様から100万円、匿名の方から2万円をいただきました。

続いて歳出ですが、年度末ということで全体的に事業費の確定、入札による差金並びに各種経費の節約等による減額でございます。そのため、財政調整基金からの繰入金は3億9,058万7,000円が減額となり、今年度は1億5,000万円を取り崩すことで賄うことができました。これにより、平成22年度末現在高は前年度末に比べ約7,300万円増加し、24億9,000万円程度となる見込みでございます。

なお、繰越明許費の追加ですが、斉田・上之手線や上新田の町道2752号線、板井地区のまちづくり事業など、それぞれ今年度中に予定していた事業が完了しないことを見込まれることから、翌年度に繰り越すものでございます。

地方債につきましては、防災行政無線、消防ポンプ車それぞれの事業費が確定したため、7,440万円の減額となりました。これにより、今年度末の地方債残高は前年度末に比べ約400万円減少し、約93億3,700万円となる見込みでございます。

以上、一般会計補正予算の主な内容を説明し、提案説明とさせていただきます。

議案第10号 平成22年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について説明申し上げます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ221万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億2,204万9,000円とさせていただくものでございます。

補正の内容といたしましては、歳入の主なものとしては繰越金を1億5,570万3,000円、療養給付費等交付金を1,908万5,000円等を増額し、国保税を9,360万円、国庫支出金を6,272万9,000円、共同事業交付金を1,583万9,000円等を減額するものでござ

います。

歳出の主なものとしては、一般被保険者療養費、退職被保険者等療養給付費と高額療養費が不足により、保険給付費を800万円、平成21年度の療養給付費等負担金が確定したことにより国への返還金等で諸支出金を1,984万8,000円増額し、高額医療費、保険財政共同安定化事業拠出金の拠出額が確定したことにより、共同事業拠出金を2,137万7,000円、特定健診等事業など保健事業費として403万4,000円、総務費を21万8,000円減額するものでございます。

議案第11号 平成22年度玉村町老人保健特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ222万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ356万7,000円とさせていただくものでございます。

老人保健医療制度は、平成20年度に廃止となりましたが、老人保健特別会計につきましては経過措置として引き続き設置してまいりました。平成23年度以降は、法令により特別会計の設置義務がなくなるため、平成22年度末でこれを廃止することになりました。今回の補正予算につきましては、これを踏まえたものであります。

補正予算の内容といたしましては、歳入の主なものとして繰越金を217万円増額するものであります。歳出の主なものとしては、医療諸費を112万5,000円、予備費を20万円の減額とし、一般会計返還金を354万8,000円の増額とし、これを一般会計繰入金に繰り入れ、老人保健特別会計の精算をするものでございます。

議案第12号 平成22年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ852万5,000円の減額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,254万4,000円とさせていただきます。

補正の内容といたしましては、歳入の主なものとして保険料を629万円、事務費繰入金221万7,000円を減額するものであります。歳出の主なものとしては、広域連合納付金を前年度分広域連合事務費負担金の確定等により781万1,000円、保健事業費で26万4,000円、諸支出金で10万円を減額するものでございます。

議案第13号 平成22年度玉村町介護保険特別会計補正予算(第4号)について提案理由の説明を申し上げます。本案につきましては、介護保険特別会計の予算を歳入歳出それぞれ5,047万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億6,663万1,000円と定めるものでございます。

まず、歳入につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金等を実績見込みによりそれぞれ減額いたすものでございます。また、歳出につきましても給付費等を見込みにより、全体としては減額いたすものでございます。

内容といたしましては、居宅介護サービス費、特定入所者介護サービス等費、高額サービス費等、

基金積立金を増額し、地域密着型介護サービス給付費、施設介護サービス給付費の減額を計上するものでございます。居宅介護サービスの利用は伸びていますが、施設介護サービス、地域密着型サービスについては、新たに整備された介護サービス施設への段階的な入所、町外被保険者の利用、また新たに予定されている地域密着型サービス施設の開設予定時期のずれ等から想定した伸びがなく、全体的に給付費の減額となっております。

議案第14号 平成22年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算(第2号)について提案理由の説明を申し上げます。本案につきましては、介護予防サービス事業特別会計の予算を歳入歳出それぞれ140万円減額し、歳入歳出それぞれ1,113万円と定めるものでございます。

まず、歳入につきましては、一般会計繰入金を減額するものでございます。また、歳出につきましては、一般経費を執行状況の見込みにより減額するものでございます。

議案第15号 平成22年度玉村町下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。本案については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,407万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1,487万2,000円とさせていただくものでございます。

内容については、県央処理場維持管理負担金及び下水道建設費の減額に伴う繰入金及び地方債の減額補正が主なものとなっております。

歳入の主なものは、前年度繰越金を1,809万円、流域下水道事業債を90万円、県補助金を310万円増額し、一般会計繰入金を3,200万円、公共下水道事業債を1,870万円、特定環境保全公共下水道事業債を2,500万円減額するものであります。

一方、歳出の主なものとしては、維持管理費については公共下水道維持管理費を900万6,000円、特定環境保全公共下水道維持管理費を1,059万1,000円減額するもので、それぞれ県央処理場維持管理負担金額の確定等によるものでございます。

建設費については、公共下水道建設費を980万9,000円、特定環境保全公共下水道建設費を2,036万5,000円減額するものです。

公債費では、利子償還金を429万9,000円減額するものです。

最後に、繰越明許費についてですが、公共下水道建設費の上飯島地区雨水整備事業について4,296万1,000円を、公共下水道認可設計事業について1,812万9,000円を翌年度に繰り越しをさせていただくものでございます。

議案第16号 町道路線の廃止についてご説明申し上げます。本案につきましては、平成22年度道路台帳補正における廃止にかかわるものでございます。

主な内容は、東部工業団地造成や斉田・上之手線道路整備事業による終点の変更に伴うものであり、路線数2路線、延長457.07メートルとなっております。

議案第17号 町道路線の認定についてご説明申し上げます。本案につきましては、平成22年度

道路台帳補正における認定にかかわるものでございます。

主な内容は、斉田・上之手線整備事業による路線認定、議案第16号で廃止される路線の再認定並びに認定漏れ路線の補正をするものでございます。今回の認定路線数は8路線、延長1,122.06メートルとなっております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（宇津木治宣君） 以上で13議案にかかわる提案説明を終了いたします。

なお、13議案に対する質疑、討論、表決は平成23年度当初予算の特別委員会への付託を行った後に行います。

-
- 日程第22 議案第18号 平成23年度玉村町一般会計予算
 - 日程第23 議案第19号 平成23年度玉村町国民健康保険特別会計予算
 - 日程第24 議案第20号 平成23年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算
 - 日程第25 議案第21号 平成23年度玉村町介護保険特別会計予算
 - 日程第26 議案第22号 平成23年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算
 - 日程第27 議案第23号 平成23年度玉村町下水道事業特別会計予算
 - 日程第28 議案第24号 平成23年度玉村町水道事業会計予算

議長（宇津木治宣君） 次に、日程第22、議案第18号 平成23年度玉村町一般会計予算から日程第28、議案第24号 平成23年度玉村町水道事業会計予算の7議案を一括議題といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第22、議案第18号から日程第28、議案第24号までの7議案を一括議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 議案第18号 平成23年度玉村町一般会計予算についてご説明申し上げます。

平成23年度一般会計予算につきましては、先ほどの施政方針の中で述べさせていただきました。また、参考資料の中でも詳しく説明してありますので、ごらんいただきたいと思います。

平成23年度の一般会計予算の総額は104億6,800万円となり、前年度対比5.6%増、金額にして5億5,300万円の増加となりました。

歳出の主なものを申し上げますと、平成2年から稼働し耐用年数を迎つつあるクリーンセンターの長寿命化と省エネ化のための整備事業費や、平成24年度から完全実施となる新学習指導要領に対応するため、武道場が未整備である南中学校に武道館を建設するための事業費を計上いたしました。

また、平成40年に建設され老朽化の進んでいる第4保育所の改築や地元農産物の加工、特産品の開発などを目的とした（仮称）たまむら物産館建設のための基本設計費、そして平成9年度建設以来13年余りが経過している海洋センターの大規模改修のための実施設計費をそれぞれ計上いたしました。

土木費では、（仮称）高崎・玉村スマートインターチェンジや東毛広域幹線道路の開通に向けたアクセス道路の整備費をはじめ、その他主要道路の整備費を計上し、交通の利便性を高め、生活環境の向上に努めてまいります。

経済対策としては、昨年度に引き続き緊急雇用創出事業、中小企業等緊急支援事業、プレミアム付き商品券発行事業に取り組み、地域経済の活性化と雇用促進に努めてまいります。

また、新規事業として企業立地促進事業に取り組み、企業が進出しやすい環境を整えることにより、さらなる雇用機会の拡大、地域経済の発展、伸張性のある財源の確保に努めてまいります。

子育て支援対策としては、子ども手当について3歳未満児に対する支給額の拡充を行うとともに、だれでも自由におむつがえや授乳が行えるスペース、赤ちゃんの駅を北部公園管理棟内に設置し、民間事業者の設置についても推進してまいります。

保健予防対策としては、若い世代の女性に増加している子宮頸がんを予防するとともに、乳幼児における細菌性髄膜炎の予防のため、それぞれのワクチン接種費用を全額公費により実施してまいります。

また、今年度から新たに観光による地域振興の取り組みとして、7月から9月に開催される群馬DESTINATIONキャンペーンに合わせ、既存の観光資源を活用した観光PR活動や観光客の受け入れ体制の整備を進めてまいります。

なお、歳出の性質別内訳ですが、子ども手当の拡充により扶助費が増加したものの、人件費と公債費がそれぞれ減少したことにより、義務的経費は前年度を2.2%下回る44.8%となりました。

一方、投資的経費はクリーンセンター整備事業費の増加などにより、前年度を2.3%上回る13.6%となりました。

次に歳入ですが、法人町民税が景気の回復により49.3%増加したものの、個人町民税や固定資産税、町たばこ税がそれぞれ減少し、町税全体では前年度をやや下回る0.3%減の44億467万円を見込みました。

また、地方交付税では町税などの自主財源が減少したため、前年度対比4.7%増の11億1,000万円を見込みました。

国庫支出金では、クリーンセンター整備事業に伴う補助金の増加により、前年度対比23.2%増

の14億3,418万円、県支出金では子宮頸がん予防ワクチン等の接種費用の補助金が増加したことにより、前年対比1.3%増の6億4,990万円を見込みました。

基金繰入金では、財政調整基金から4億5,000万円、ふるさとまつり等に充当するためふるさと創生基金から1,900万円を取り崩して財源確保を図りました。これにより、平成23年度末の基金残高は約38億円になると予想しております。

一方、町債については交付税の一部振りかえによる臨時財政対策債を6億円、クリーンセンター整備事業債を2億3,120万円予定し、町債全体では前年度対比34.1%増の10億9,420万円を見込みました。その結果、一般会計における平成23年度末地方債現在高は96億3,746万円となり、平成22年度末に比べ約3億円増加する見込みとなっております。

なお、歳入の性質別内訳については、町税及び繰入金が増加したため、自主財源比率は前年度を3.6%下回る53.6%となりました。反対に、地方交付税や国庫支出金、町債が増加したことにより、依存財源比率は前年度を3.6%上回る46.4%となりました。

以上が平成23年度一般会計予算の概要であります。当町におきましても財政状況は依然として厳しい状況が続いておりますが、将来を見据えた効率的な地域経営に取り組み、健全な財政運営を堅持していく所存でありますので、よろしくご審議をくださいますようお願い申し上げます。

議案第19号 平成23年度玉村町国民健康保険特別会計についてご説明申し上げます。本案については、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ31億7,856万6,000円とさせていただきます。

予算の内容については、前年度当初予算に対し5.7%増の予算となっております。増額になる主な要因としましては、団塊の世代が退職し、国保に加入してきていることから、退職者医療の保険給付費が増加してきていること、また診療報酬の改定により高額な医療費が増加していることにより、また後期高齢者医療介護保険の給付が増加傾向にあることから、後期高齢者支援金や介護納付金が増加しております。

なかなか景気の回復が見られず経済情勢が厳しいこと、またリストラなどの非自発的離職者や無収入の国保加入者が増加していることもあり、国保税の賦課総額や収納率は低下してきております。このような状況の中ではありますが、国保税の賦課について今年度から医療分の限度額が50万円から51万円に、支援金分が13万円から14万円に、介護分が10万円から12万円になります。医療費抑制の取り組みとして、特定健診、特定保健指導を実施しています。受診者は、少しずつ増加しておりますが、実施計画の目標値を達成することはできていません。しかし、これからも工夫しながら受診者をふやしていくことにより、生活習慣病を予防し、その他疾病への進展や重症化を防ぎ、生活習慣を改善することで先々の医療費の抑制につながるものと考えております。

現在国保財政は大変厳しいものとなっております。財政調整基金も底をついている状況であり、収納対策に力を入れ、収納率を向上させることにより健全運営に努めてまいります。

議案第20号 平成23年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。本案については、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億9,034万2,000円とさせていただきます。

予算の内容については、前年度当初予算に対し2.3%の減であります。主な歳入としては、後期高齢者の保険料で1億4,669万7,000円、保険料軽減分の保険基盤安定繰入金3,934万6,000円であります。この保険料と基盤安定繰入金は歳出としてそのまま群馬県後期高齢者医療広域連合へ納付金として納めます。広域連合が保険者ではありますが、市町村においても保険料の徴収や窓口業務の事務がありますので、広域連合と連携をとりながら適正な事務処理を行い、後期高齢者医療被保険者の方々にご理解をいただき、円滑な運営を図るため努めてまいります。

議案第21号 平成23年度玉村町介護保険特別会計予算について提案理由の説明を申し上げます。本案につきましては、介護保険特別会計の予算を歳入歳出それぞれ16億9,232万2,000円と定めるものでございます。

まず、歳入につきまして主なものを申し上げますと、第1号被保険者保険料2億8,300万円、国庫支出金3億6,107万1,000円、支払基金交付金4億9,886万3,000円、県支出金2億3,933万7,000円、繰入金3億993万8,000円でございます。

続きまして、歳出につきましては、総務費は2,520万8,000円で、前年対比17.4%の増、介護サービス等諸費は16億5,645万9,000円で、前年対比13.2%の増となっております。

総務費では、3年ごとに見直ししています第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の作成業務費用を計上しております。また、介護サービス等諸費の主な内訳としましては、要介護者に対する介護サービス給付費が14億8,950万4,000円、要支援者に対する介護予防サービス等諸費が9,170万3,000円となっております。介護保険施設入所者等の低所得者に対する特定入所者介護サービス費は4,890万2,000円、高額サービス費等で2,435万円となっております。地域支援事業費につきましては995万2,000円と、前年対比54.9%の減少となっております。

本年度は、第4期介護保険事業がスタートして3年目、最終の年となります。昨年4月に特別養護老人ホーム50床、短期入所生活介護10床が開設し、平成23年度には特別養護老人ホーム20床の増床が予定されております。また、小規模多機能型居宅介護1施設が開設されるなど、サービスの充実が図られています。施設サービスがふえますので、施設サービス利用の低所得者に対する特定入所者生活介護費も伸びてまいります。

高額サービス費は、高額医療合算介護サービスの支給が本格的に始まりますし、施設サービス利用者の増加に伴う伸びも予想されます。地域支援事業費はおおむね順調に経過しているものと認識しておりますが、介護給付費の増加をでき得る限り抑え、より信頼と安心のおける制度となるよう努力し

てまいりたいと考えております。

議案第22号 平成23年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算について提案理由の説明を申し上げます。本案につきましては、介護予防サービス事業特別会計の予算を歳入歳出それぞれ1,297万6,000円と定めるものでございます。

まず、歳入につきまして主なものを申し上げますと、要支援1、2と認定された方に対してケアプランを作成する介護予防サービス計画費収入928万6,000円、一般会計繰入金を368万8,000円でございます。

続きまして、歳出についてでございますが、主なものとしたしまして介護支援専門員等の雇い上げ費用、システム機器使用料など843万5,000円、予防給付プラン作成委託料であります介護予防サービス事業費が444万円でございます。

議案第23号 平成23年度玉村町下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億9,423万4,000円とさせていただくものでございます。

当町の下水道事業は、群馬県利根川上流流域下水道、これは県央処理区でございます。の流総計画に基づき実施されているところですが、平成23年度から平成27年度までの5カ年計画の拡大認可区域を新たに加え、整備を行ってまいります。

予算の総額は、前年度当初予算に対し6.9%増となっております。主な事業として、公共下水道事業では板井地区、福島地区、樋越地区の管渠築造工事を実施し、特定環境保全公共下水道事業では斉田地区、角淵地区の管渠築造工事を実施するものであります。さらに、拡大区域の実施計画を福島地区、樋越地区、斉田地区、下之宮地区及び川井地区で実施するものであります。

また、雨水対策事業では蛭堀改修工事及び斉田・上之手線への管渠新設整備を実施するものであります。

公共下水道事業整備は、町民生活の環境改善と河川の水質保全のための重要施策であります。当町は、町全域が下水道整備の計画区域でありますので、積極的に整備を進め、普及率の向上を目指すとともに、下水道使用料金の適正化や徹底した経費の節減など、引き続き経営の健全化に努めてまいります。

議案第24号 平成23年度玉村町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。まず、平成23年度水道業務の予定量でございますが、給水件数を1万6,300件、年間総配水量を514万3,000立方メートルと予定し、当初予算を編成いたしました。

初めに、第3条の収益的収入及び支出の予定額であります。水道事業収益で5億8,193万5,000円を計上いたしました。その主なものは、給水収益等の営業収益が5億7,867万5,000円、営業外収益が325万9,000円でございます。

続いて、水道事業費用は5億4,189万8,000円と予定いたしました。その主なものは、営

業費用の4億6,339万8,000円、借入金利子等の営業外費用が7,060万円でございます。

次に、第4条の資本的収入及び支出の予定額であります。収入につきましては1,144万7,000円を計上いたしました。その主なものは、新規加入者負担金1,440万6,000円でございます。

続いて、支出は2億1,292万4,000円と予定いたしました。その主なものは、建設改良費の9,840万円と企業債償還金の1億673万2,000円でございます。建設改良費の内訳は、管網整備工事費に6,000万円、浄水場施設内動力装置交換工事に3,000万円、設計委託料は840万円でございます。

なお、資本的収支において不足いたします1億9,851万7,000円は、損益勘定留保資金、消費税資本的収支調整額及び建設改良積立金で補てんをさせていただく予定であります。

次に、第5条の債務負担行為については平成24年度から平成26年度までの水道統合システム使用料として1,005万5,000円、窓口・料金徴収業務委託として6,917万4,000円、平成24年度から平成27年度までの浄水場維持管理業務委託として4,800万6,000円と定め、第6条では一時借入金の限度額を5,000万円と定め、第7条では議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を3,431万4,000円、交際費を1万円と定め、第8条ではたな卸し資産購入限度額を672万円と定めるものでございます。

引き続き、経費の節減と効率的な業務による健全な経営を図るとともに、安全で安定した水の供給が将来に向けて持続できるよう努めてまいります。

以上、ご審議の上、よろしくご議決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

発言の訂正

議長（宇津木治宣君） 訂正の申し出がありましたので、これを許します。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 訂正が2カ所ありますので、訂正いたします。

まず、一般会計で第4保育所が「昭和40年」に建設したというのを「平成40年」というふうにしたということでございます。これは「昭和40年」でございますので、間違いでございます。

もう一つは水道事業の中で、第4条、収入を「1,440万7,000円」のところを「1,144万7,000円」ということで読み上げましたので、これを「1,440万7,000円」に訂正いたします。

以上です。

議長（宇津木治宣君） 提案説明を終了いたします。

これより総括質疑を行います。各予算に対する総括質疑は、款項の範囲で行うようお願いいたします。

最初に、日程第22、議案第18号 平成23年度玉村町一般会計予算に対する総括質疑を求めます。

2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） まず、収入の関係等でちょっと確認をしたいのですが、これでいきますとページの23ページになるかと思うのですが、町税の中の都市計画税の件です。ほかの固定資産税とか、そういうものは減少になっているのですが、都市計画税だけ評価額も上がって収入がふえているのですが、この要因についてどうか。

それから、同じように水道会計にも入ってくるのですが……

議長（宇津木治宣君） 石内議員、総括質疑なので。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） 款項ですよ、これ項ですよ。

議長（宇津木治宣君） 項の部分、では質問を続けてください。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） 23ページは、その項のところの都市計画税が、固定資産税等は下がっているのだけれども、都市計画税だけが上がっている、その要因は何か。大丈夫ですよ、できませんか。

議長（宇津木治宣君） いや、いいです。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） それから、国保の財政調整基金が底をついているということで、今回繰入金等がなくなっていっていると思うのですが……

議長（宇津木治宣君） 石内議員、国保はまたこの次で、今は23年度一般会計予算の当初予算に対する。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） では、済みません。あと、町の借金という形の地方債の金額なのですが、総額で幾らになるかということ、1人当たりの負担額は現在幾らになるかと。また、その町債については将来の負担になりますので、町としてはどれぐらいまでならば許されるものかという形の考えがあるかという形をお聞きしたいと思っております。

それから、歳出も全部いいのですか。

議長（宇津木治宣君） はい。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） 歳出の関係で、議会費のほうがかなりふえているということで、その要因に

ついでご説明をお願いしたいということです。

議長（宇津木治宣君） 新井税務課長。

〔税務課長 新井淳一君発言〕

税務課長（新井淳一君） 都市計画税の関係でございますけれども、確かに対予算で比較しますと700万円ほど増になっております。ただ、実際に課税ベースといたしますか、調定ベースで比較しますと0.1%、平成22年度と比較して0.1%減と、こういうふうになっております。

議長（宇津木治宣君） 暫時休憩します。

午前11時35分休憩

午前11時36分再開

議長（宇津木治宣君） 再開いたします。

議長（宇津木治宣君） 議会事務局長。

〔議会事務局長 佐藤千尋君発言〕

議会事務局長（佐藤千尋君） 議会費でございますけれども、昨年よりも20%の増になっておりますけれども、その内容につきましては議員年金の関係で、今まで町の予算で支出しておりませんでしたけれども、このたび政府のほうの方針の中で、議会議員の年金につきまして各自治体で予算化をするということですので、今回増額になりました。

詳細につきましては、予算特別委員会の中でご説明したいと思います。よろしく申し上げます。

議長（宇津木治宣君） 暫時休憩します。

午前11時38分休憩

午前11時38分再開

議長（宇津木治宣君） 再開します。

議長（宇津木治宣君） 総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

総務課長（重田正典君） 借入れの話だと思いますけれども、1人当たり幾らぐらいか、今現在の金額は幾らぐらいかという話ですけれども、現在は25万5,845円と、単純に人数で割るとそういう形になります。

それから、施政方針の中にもあるのですけれども、2ページの下から5行目のところに、実質公債

費比率というのが県内の市町村の平均が出ております。これが、県内の市町村の平均が11%ということでありまして、玉村町は7%ということですので、これ11%ぐらいまでだったらば何とか大丈夫なのではないかという形で考えております。

議長（宇津木治宣君） ほかに質疑ありませんか。

石内議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） 公債費比率の関係でちょっと教えていただきたいのですが、群馬県内に玉村町と同規模の町村というのは非常に少ないと思うのです。全国的なレベルとか、関東とかのレベルで見たときには、どのぐらいの順位にいるものですか。

議長（宇津木治宣君） 貫井町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 先日こういうのが出ていました、全国1,800市町村の公債費を見た順位というのがありまして、県内でうちより公債費比率が低いのは榛東村と明和町、邑楽町かな、3町ぐらいだと思います。玉村町は、その4番目だったと思います。全国的になったときには1,600番ぐらい、低いほう、要するに低さですね、1,800市町村の中で1,600番ぐらい。高いところは夕張から始まってきたわけです。37%とか40%で来て、7.7%というのは1,600番ぐらい、正確な数字はちょっと今覚えていないのですけれども。県内では、うちより前にいたのが、榛東村が5%というのがありましたし、邑楽とか明和は非常に借金が少ない町でございまして、うちより低かったということで、県内では4番目ぐらいということだったと思います。

議長（宇津木治宣君） ほかに質疑はありませんか。

6番筑井あけみ議員。

〔6番 筑井あけみ君発言〕

6番（筑井あけみ君） 第5次総合計画が示され、また23年度予算が編成されたと思いますが、総合計画の基本構想の中、将来像の着実な実現に向け地域経営の基本方針を若い世代の転入促進、生涯を通じた健康づくり、固定費の圧縮というような3点を政策として掲げております。政策を実現するために、また合併都市に囲まれている当町が埋没することなく持続的な発展をしていくために、新たな意気込み、23年度予算にどのように政策として反映されているのか、お聞きします。

議長（宇津木治宣君） 休憩します。

午前11時43分休憩

午前11時43分再開

議長（宇津木治宣君） 再開します。

議長（宇津木治宣君） 貫井町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 先ほど施政方針でいろいろ述べたのですけれども、一言で言えばこの町を住んでいる町から住みたい町へ変えていくというのが、今回の予算の大きな流れでございます。

今筑井議員さんが言ったとおり高崎、前橋、伊勢崎、そして藤岡という地域に囲まれている町でございますので、その中でいかに存在感を発揮するかというのが、今回の第5次総合計画の趣旨に沿った予算であると思っております。

以上です。

議長（宇津木治宣君） ほかに質疑ありませんか。

9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） 今、国会で国の予算が審議されています。予算は一応通ったと、衆議院は。しかし、その関連法案が通らないと予算の執行は難しいと、こういう状況にあると思うのです。その中で、この玉村町の23年度予算も国の予算と極めて関係が多いと。そこで、例えば子ども手当なんかの問題はその典型なのです。そういった問題について、どのように考えていますか。

議長（宇津木治宣君） 重田総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

総務課長（重田正典君） ご質問のお答えなのですけれども、国の予算は衆議院は通過したと、今参議院に送られているところでございます。それ以外に、予算の実行に必要なのが関連法案ということで、今関連法案が通るか通らないか、もめているという段階でございます。これにより、関連法案が通らないと国のほうの予算措置が難しくなるというような状況になります。それを受けて、町でどういう影響が出るかというようなご質問だと思います。子ども手当につきましては、関連法案が通過しないと、もとの児童手当に戻ってしまうという形になります。それで、児童手当について子ども手当と違うのが、子ども手当は所得関係なしに全対象児童に支給されるものでございます。児童手当につきましては、その家庭の所得等が影響しまして、手当を受けられる家庭と受けられない家庭が出てくるわけですが、その家庭等の調査等に時間がかかりまして、現段階でいきますと法案が通らないと、6月の児童手当の支給は難しいのではないかとというような状況になります。

以上でございます。

議長（宇津木治宣君） 町田議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） それはそれでいいのだよ、難しいかもしれないけれども、もし通らなかった場合、何らかの対策を町として考えているかどうかと、そこが非常に問題だと思うのです。全く考え

ていないというのだと、お手上げになると思うのです。そのところを聞きたいのですが、何らかの対策を考えていますか。

議長（宇津木治宣君） 総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

総務課長（重田正典君） 子ども手当の所得の申告というのが親からなされるわけですけれども、この法案が通るか通らないかわからない段階から、その所得を町に報告してくれということはお願いでできるものではありませんので、その状態が4月1日になった段階で判明しますので、それから対応していくということになります。

それ以外に、町のシステムですか、電算システム等の組みかえが必要になってきます。これについては、もとの児童手当のシステムに戻すということで時間的にかかる部分もありますけれども、早急にやっていただくような手だては講じていかななくてはならないかと考えております。

議長（宇津木治宣君） 町田議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） そのことなのです。予算が通らなかった場合には、こういうぐあいにする必要があるなということをよく考えておいてもらいたいと、まだその計算しろとか、すべきだということを言っているのではないのです。こういう措置が必要だなど、それだけはしっかり考えておいて、もし通らなければその考えたとおりのことを実行していけばいいのですから、ぜひよろしく願います。

議長（宇津木治宣君） 要望でいいですか、答弁はいいですか。

ほかに質疑ありませんか。

14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

14番（石川眞男君） 1点だけ質問させていただきます。

経常収支の比率が約94%になっている……

〔「マイク」の声あり〕

14番（石川眞男君） 経常収支比率が高どまりする傾向に最近あるのですけれども、それはいろいろ意欲的な政策を打っているということもあるのだけれども、また第4保育所とか、そういうのが出てきますから、そういった中での今後の傾向ですよね。それから、どんな形でこれを低くしていくにはどういった形のことを考えているかというのが、今あれば説明お聞きしたいのです。

議長（宇津木治宣君） 総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

総務課長（重田正典君） 経常収支比率の高どまりということでございますが、予算の全体に占める投機的経費が低くなればなるほど、経常収支比率は上がっていくということになるかと思えます。

先ほども第5次総合計画の着実な進行について、計画的に実施していくということであります。でき得れば年度を決めて、着実なインフラの整備等をしていって経常収支比率が下がればと思います。ただ、経常収支比率自体が、大きなものとしては人件費だとか、その施設の運営に関する経費ということになりますので、町全体の投機的経費がなくなった場合には非常に上がるということはやむを得ない話だなと考えております。

議長（宇津木治宣君） ほかに。

6番筑井あけみ議員。

〔6番 筑井あけみ君発言〕

6番（筑井あけみ君） もう一点ほどお聞きいたします。

今年度予算、一般会計104億6,000万円の中で、施設整備予算額が多く見られると思うのです。クリーンセンターの長寿命化事業とか、海洋センター大規模、庁舎改修工事等あり、また新規事業もありますが、この老朽化に伴う施設整備事業も必要だと思うのですが、今後の見込み、税金をふやしていくような見込み、対策をどのように考えておられるのか。

議長（宇津木治宣君） 総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

総務課長（重田正典君） 施設整備に対する費用が多く計上されているという話でございますが、これにつきましては今まで計画しておりましたものを実施させていただくということで、海洋センターにおきましてもB&G財団の補助がもらえるというような見通しが立ちましたので、こういうものを計上させていただいたわけでございます。

また、クリーンセンターにつきましても、国の長寿命化計画に乗りまして改修を行うということでご理解いただければと思います。

これからの町税の収入をどういうふうにふやすかというご質問であります。施政方針でもありましたように人口をふやす、企業を誘致する、いろいろな施策を持って町税の増収に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（宇津木治宣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

これをもって本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第23、議案第19号 平成23年度玉村町国民健康保険特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

2番石内國雄議員。

〔 2 番 石内國雄君発言 〕

2 番（石内國雄君） 国保の財政の調整基金がもう底をついているということで、今後財政の調整基金についての考え方をちょっと町長のほうからお願いしたい。

議長（宇津木治宣君） 住民課長。

〔 住民課長 井野成美君発言 〕

住民課長（井野成美君） 財政調整基金の現在高なのですけれども、現在で 90 万 9,683 円となっておりますので、ほぼゼロに近いのですけれども、基金のほうは単年度で残が残れば積んでいくという考え方ですので、基金をこれから積んでいくのは無理ではないのかなと考えておりますけれども。

以上です。

議長（宇津木治宣君） 石内議員。

〔 2 番 石内國雄君発言 〕

2 番（石内國雄君） 要するに経営努力して、収支をどんどん黒字にしていくようにしてということですね。その結果、基金がふえるという形になるかと思えます。

もう一つなのですが、介護のほうは広域等で運営していますけれども、国保については広域というような考え等がありますでしょうか。

議長（宇津木治宣君） 住民課長。

〔 住民課長 井野成美君発言 〕

住民課長（井野成美君） 国保新聞なりの情報になってしまうのですけれども、当初は平成 25 年から、今やっている後期高齢部分を国保に編入して広域化するという話だったのですけれども、今の国会にシステム改修の関係の予算が入れてありませんので、早くても後期高齢を国保に入れて、それを広域化するというのが平成 26 年から広域化、このまま法案が通ればの話なのですけれども、広域化されていくということは伺っておりますけれども。

以上です。

議長（宇津木治宣君） ほかに質疑ありませんか。

11 番村田安男議員。

〔 11 番 村田安男君発言 〕

11 番（村田安男君） 国保の関係、厳しい状況だというような状況ですけれども、一番の国保の運営の主眼というのは、やっぱり納税、収納率を高めるということが主眼なのですけれども、その新たな考え方は何かございますか、それによって相当経営内容の改善というのが図れようかと思えますけれども、その辺ちょっとお伺いします。

議長（宇津木治宣君） 新井税務課長。

〔 税務課長 新井淳一君発言 〕

税務課長（新井淳一君） 確かに厳しい経済状況下で、玉村町をはじめ、大分県下の市町村が苦慮している状況であります。

当町は、しっかりとした収納対策を立てて、平成22年12月現在ですけれども、対前年同期を比較しますと国保税の収納率、現年ですけれども、1.4%上昇しております。

議長（宇津木治宣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

これをもって本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第24、議案第20号 平成23年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第25、議案第21号 平成23年度玉村町介護保険特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第26、議案第22号 平成23年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第27、議案第23号 平成23年度玉村町下水道事業特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） 23年度から27年度にかけての5カ年計画をつくったそうですね、下水道整備に関する。その5カ年計画を提示していただきたいと思います。後日で結構です。

議長（宇津木治宣君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 原 幸弘君発言〕

上下水道課長（原 幸弘君） 後日提出をしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（宇津木治宣君） 11番村田安男議員。

〔11番 村田安男君発言〕

11番（村田安男君） 下水道特別会計の中で供用開始可能な、ですから工事をやって既に接続して供用開始というような環境下にあるところが相当あるかと思いますが、その状況の中で、まだ接続していない部分、こういうのが何%ぐらいあるのか、その辺について、これも後日で結構ですけれども、一番肝要な話だと思いますので、これやはり下水道事業の運営をうまくやっていくには、そういうものが要かかと思しますので、その辺後で結構ですから、お聞かせいただきたいと思ひます。よろしく申し上げます。

議長（宇津木治宣君） その件に関しては、特別委員会のほうで資料請求をさせていただきます。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第28、議案第24号 平成23年度玉村町水道事業会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する総括質疑を終了いたします。

これをもちまして、平成23年度玉村町一般会計ほか6予算に対する総括質疑をすべて終了いたします。

○予算特別委員会の設置・選任の件

議長（宇津木治宣君） お諮りいたします。

議案第18号 平成23年度玉村町一般会計予算から議案第24号 平成23年度玉村町水道事業会計予算までの7議案につきましては、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号から議案第24号までの7議案については、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

議長（宇津木治宣君） 休憩いたします。午後は1時30分に再開いたします。

午後0時休憩

午後1時30分再開

議長（宇津木治宣君） 再開いたします。

議長（宇津木治宣君） 先ほど設置されました予算特別委員会の委員の選任については、玉村町議会委員会条例第6条第1項の規定により、議員全員を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 異議なしと認めます。

よって、議員全員を予算特別委員会委員に選任することに決しました。

○発言の訂正

議長（宇津木治宣君） 経済産業課長より発言訂正を求められておりますので、発言を許します。経済産業課長。

〔経済産業課長 高井弘仁君発言〕

経済産業課長（高井弘仁君） 午前中の議案第3号の中で、玉村町企業立地促進条例の制定についての中で、石内議員さんのほうから総括質疑がありました。その中で私が答弁させていただきました都市計画税が含まれるかというご質問の中で、私含まれるというふうに答弁してしまいました。誤りです。都市計画税は含まれません。固定資産税のみの相当額の奨励金を交付するというものでございます。訂正させていただきます。申しわけありませんでした。

○日程第29 議案第5号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議長（宇津木治宣君） 次に、初めに日程第29、議案第5号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する質疑を終了いたします。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○日程第30 議案第6号 玉村町国民健康保険条例の一部改正について

議長（宇津木治宣君） 次に、日程第30、議案第6号 玉村町国民健康保険条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する質疑を終了いたします。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○日程第 3 1 議案第 7 号 玉村町食肉卸売市場条例の一部改正について

議長（宇津木治宣君） 次に、日程第 3 1、議案第 7 号 玉村町食肉卸売市場条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する質疑を終了いたします。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○日程第 3 2 議案第 8 号 玉村町小口資金融資促進条例の一部改正について

議長（宇津木治宣君） 次に、日程第 3 2、議案第 8 号 玉村町小口資金融資促進条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する質疑を終了いたします。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○日程第33 議案第9号 平成22年度玉村町一般会計補正予算（第7号）

議長（宇津木治宣君） 日程第33、議案第9号 平成22年度玉村町一般会計補正予算（第7号）について、これより本案に対する質疑を求めます。

5番齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） 49ページになります。一番下の行になりますけれども、ここで地域介護・福祉空間整備事業ということで375万円あるのですけれども、小規模多機能の施設についての補正ということで説明を受けたのですけれども、この辺ちょっと、とりあえずこの内容についてお聞きをしたいのですけれども。

議長（宇津木治宣君） 松本健康福祉課長。

〔健康福祉課長 松本恭明君発言〕

健康福祉課長（松本恭明君） 小規模多機能型介護施設の補助金というようなことで、当初1施設2,625万円だったわけです。この2,625万円が、新たに臨時特例交付金ということで交付されるものが追加内示になりまして、375万円追加になりまして、合計3,000万円ということになったわけでございます。

以上です。

議長（宇津木治宣君） 齊藤議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） 一番初め、22年度当初のところですか、小規模多機能の施設を、現在上陽にあって、芝根地域、玉村地域で1カ所ずつ募集したいという話を私聞いた覚えがあるのですけれども、これはいつだっけ、応募企業といますか、応募する施設が何か3つあって、2つの場所に整備するのかなと、そんなふうにも聞いた覚えがあるような感じがするのですけれども、最終的には、だからこれが2カ所ではなくて1カ所、これ玉村地域かと思えますけれども、1カ所になってしまった、芝根には整備されなかったと、そういうことでしょうか。

議長（宇津木治宣君） 松本課長。

〔健康福祉課長 松本恭明君発言〕

健康福祉課長（松本恭明君） 当初募集をしまして、3事業者から応募があったわけです。それで、介護保険審査会等でいろいろ検討した結果、2施設のところについては適当でないということで、1施設決まったわけです。それで、新たに芝根方面ということですが、玉村地域全般ということでもありますので、再募集をしたわけです、もう一施設。それについては募集がなかったということで、この1施設だけになったわけでございます。

議長（宇津木治宣君） 齊藤議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） 今の聞いていると、芝根地域に何か整備されるような話ですが、私が思うには上之手で今つくっているのが、この小規模多機能かなと思ったのですが、今最初、芝根でやったけれども、適当な業者がない、また玉村地域として全体で募集をかけたというようなちょっと話かと思えますけれども、経過はともかくとして、これ1カ所今度整備されるのは上之手の小規模多機能の施設、そういうことでいいでしょうか。

議長（宇津木治宣君） 松本課長。

〔健康福祉課長 松本恭明君発言〕

健康福祉課長（松本恭明君） 説明の仕方が悪くて大変申しわけございませんでした。

1カ所できる施設については、現在上之手地域でほぼ完成しまして、3月の末から事業開始というようなことでございます。そのほかの地域のものについては、募集がなかったということでございます。

議長（宇津木治宣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する質疑を終了いたします。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○日程第34 議案第10号 平成22年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議長（宇津木治宣君） 次に、日程第34、議案第10号 平成22年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する質疑を終了いたします。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○日程第35 議案第11号 平成22年度玉村町老人保健特別会計補正予算（第1号）

議長（宇津木治宣君） 次に、日程第35、議案第11号 平成22年度玉村町老人保健特別会計補正予算（第1号）について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する質疑を終了いたします。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○日程第36 議案第12号 平成22年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第2号)

議長（宇津木治宣君） 次に、日程第36、議案第12号 平成22年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する質疑を終了いたします。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○日程第37 議案第13号 平成22年度玉村町介護保険特別会計補正予算(第4号)

議長（宇津木治宣君） 次に、日程第37、議案第13号 平成22年度玉村町介護保険特別会計補正予算(第4号)について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する質疑を終了いたします。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○日程第38 議案第14号 平成22年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正
予算（第2号）

議長（宇津木治宣君） 次に、日程第38、議案第14号 平成22年度玉村町介護予防サービス
事業特別会計補正予算（第2号）について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する質疑を終了いたします。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○日程第 39 議案第 15 号 平成 22 年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

議長（宇津木治宣君） 次に、日程第 39、議案第 15 号 平成 22 年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する質疑を終了いたします。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○日程第 40 議案第 16 号 町道路線の廃止について

議長（宇津木治宣君） 次に、日程第 40、議案第 16 号 町道路線の廃止について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○日程第４１ 議案第１７号 町道路線の認定について

議長（宇津木治宣君） 次に、日程第４１、議案第１７号 町道路線の認定について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する質疑を終了いたします。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議事の都合により、３月３日から３月８日までの６日間休会といたします。

○散 会

議長（宇津木治宣君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて散会いたします。

なお、９日は午前９時までに議場に参集願います。ご苦労さまでした。

午後１時４４分散会